

平成 28 年 2 月 9 日  
日本マインドフルネス精神療法協会  
理事長 大田健次郎

### 電子配信対応に伴う著作権の確認について

近年の環境は、電子化、ネットワーク化が急速に進展しつつあります。当協会としても機関誌『マインドフルネス精神療法』に掲載された論文等をインターネットにより配信し、多くの人々が利用できる取り組みを開始しました。機関誌に掲載された論文等の全体は当協会に帰属することを再確認し、著作権に関する規程を制定いたしました。

創刊号についても、同様に取り扱いさせていただきますのでよろしくお願いいたします。異議あるいは質問等がありましたら、平成 28 年 5 月 31 日までに協会までご連絡いただきたくよろしくお願いいたします。

## 日本マインドフルネス精神療法協会著作権規程

### (目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人日本マインドフルネス精神療法協会（以下、本協会という）が保有する編集著作物及び個別の著作物に関する著作権の取扱いに関して取り決めることを目的とする。

### (用語)

第 2 条 本規程において使用する用語の定義は次の各号のとおりとする。

1. 著作権 著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する全ての権利を含む。
2. 著作物 思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するものをいう。
3. 著作者 著作物を創作する者をいう。
4. 編集著作物 機関誌『マインドフルネス精神療法』、各種大会論文集、各種ハンドブック、教科書、シンポジウム論文集など、本協会が選り集め編んだ著作物をいう。

### (著作権の帰属)

第 3 条 本協会の編集著作物及び個別の著作物の著作権は、国内外の別を問わず、原則として、本協会に帰属する。

2. 編集著作物に掲載された各論文の著作権は、その著作者自身が有するものとする。
3. 特別な事情により前 2 項の原則が適用できない場合、著作者は、当該著作物の投稿または寄稿時に、その旨を本会あてに申し出るものとする。その場合の著作権の取扱いについては、著作者と本協会との間で協議の上措置する。

### (著作権の利用)

第 4 条 当協会は、編集著作物の当該論文等の全部または一部を、当協会ホームページ、当

協会が認めたネットワーク媒体、その他の媒体において任意の言語で掲載、出版（電子出版を含む）出来るものとする。この場合、必要により当該論文の抄録等を作成して付すことがある。

2. 編集著作物に投稿した著作者は、編集著作物が掲載・刊行された後、自らの著作物を自由に複製・公衆送信・展示・頒布することができる。

3. 著作者以外の個人または法人である第三者が、本協会の編集著作物及び個別の著作物の全部または一部の利用を希望する場合には、事前に別に定める著作権利用許諾申請書を用いて本協会に利用許諾を求めなければならない。この場合に、本協会が適当と認めたもの限り、許諾を行うものとする。

4. 著作権利用の場合は、出所を明示しなければならない。

### （著作権の責任）

第5条 本協会が著作権を有する著作物の内容については、著作者が創作に関与した部分については、その著作者自身が責任を負うものとする。

2. 本協会が著作権を有する著作物が他人から著作権侵害として提訴され、もしくは当該侵害に関し紛争が生じた場合、あるいは他人の名誉を傷つける等の紛争が生じた場合には、著作者が創作に関与した部分については、原則としてその著作者が責任を負いまたは処置するものとする。

### （既発行の著作物の取扱い）

第6条 本規程の施行前に本協会が著作権を有する著作物については、著作者から別段の申し出があり、本協会が当該申し出について正当な事由があると認めた場合を除き、この規程の各号を準用する。

## 附則

1 著作権に関し、本規程に規定されていない事項については「著作権法」に拠る。

2 本協会発行の著作物は、次のものを含むものとする。

機関誌『マインドフルネス精神療法』

和文論文誌、英文論文誌など

各種大会論文集

各種ハンドブック、教科書、単行本、シンポジウム論文集など

その他、会員や一般に有償で頒布もしくは無償で提供するものなど

上記の著作物で、DVD、CD-ROM等電子媒体で作成したもの、及びホームページ（Webページ）等公衆送信で提供するものなど

ホームページで提供するコンテンツなど

3 この規程の改正は、理事会において理事の3分の2の議決によって行う。

4 本規程は、平成28年2月1日、理事会において承認制定。

5 本規程は、平成28年3月1日より施行する。